愛しあっているから

いつでもセックスに

応じなくてはいけない

一緒にいたいから

バイトを辞めてと

言われた

[第72号]

フ

ださ

のこと

) / ) 『『www. redsれます。利用した暴力なども D V に含まれます。 深的 性的 社会的、また、子どもを DV の加害者は 「従わない方が悪 精神的、 経

と被害者を責め、

支配するため

われています。

社会的・構造的な問題があると言

という暴力を容認する考え方な

また、近年は、

女性から男性に向け

あるいは服従しないことに対す

して暴力を振るいます。

られるDVも増えています。

ばかにする、大声でどなる、無視する、 脅す、人前でばかにするなど 的暴力

なぐる、蹴る、髪を引っぱる、物を投げる、 首をしめるなど

電話やメールなどを細かくチェックする、 外出を禁止するなど

私を 束縛するのは

ために 我慢しない.

楽しい ことなどなく、 0

大丈夫、 他の人より マシ

言われるのは おかしいんじゃ ないかな

ひとりで悩まないで、 相談してください

内容

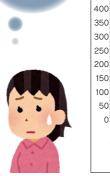
女性のさまざまな

配偶者からの暴力

配偶者からの暴力

女性の人権侵害

悩み



450

電話番号

66 • 1022

65 • 0056

66 • 1022

75 • 0110

女性の人権ホットライン 0570・070・810 常時

075 • 531 • 9910

夫が暴力を

振るうのは、

私のせい

は被害者し

〈舞鶴市での相談件数〉 H30 (年度) H28 H29 - 府家庭支援センター(舞鶴市分)

女性は家庭」という固

D V

と比べると倍増しています。 あって、決して他人ごとではありませ 市民からの DV ・相談は、

相談してください。 なることがあれば、 エスカレートしていく前に、何決できる問題ではありません。 自分の周りでも気になる人がいたら また、 相談へ行く

秘密は厳守 《人権啓発推進室》 します。

早めにご相談を。 何か気に 暴力が

誰にでも起こりうる問題で 平成28年

# 人の力で容易に解

### H27 H26 市人権啓発推進室・フレアス 舞鶴警察署生活安全課

開設日・時間・その他

土日祝・年末年始 (12/29~1/3)

第1~4木曜日 10時~16時

第2水曜日 11 時~14 時10分

1人50分。要予約(先着3人)

緊急の場合は24時間対応

8時30分~17時15分

月~金曜日

9時~20時

月~金曜日

面接 10 時~ 16 時

0773・27・9020 電話 9時~17時

常時

を除く

関係にあるパ 暴力のことです。「なぐる」「蹴る」とい た身体的暴力だけでなく、 D V とは、 配偶者や恋人など親密な 。「ネミヘンる」「蹴る」といっートナー間で振るわれる凹作テャィス 差 定的な性別役割分担意識からくる主従 関係や男女の社会的地位や経済力の格 「男性は仕事、 男性から女性に向けられる 「問題解決のために暴力を用いても

生活費を渡さない、外で働くことを 妨害する、お金を取り上げるなど

生的暴力

的暴力

無理やりキスや性行為をしようとする、 中絶を強要する、避妊に協力しないなど

社会的暴力

子どもの前で暴力を振るう、子どもへの 暴力をほのめかす、自分の言いたいこと を子どもに言わせるなど

愛情の表現

子どもの

なぜかつらい ことばかり

こんなに

配偶者からの暴力 人権啓発推進室

相談機関

女性電話相談

女性問題カウンセラー

による女性面接相談

京都府家庭支援総合

京都府北部家庭支援

センター

舞鶴警察署

## そう思っている あなたへ… 区分

舞鶴市

# 女性に対する暴力をなくす運動期間 毎年11月12日~ 「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」 性別や間柄を問わず、 ź5 日 は 決し

門を紫にライトアップ。パープル・門を紫にライトアップ。パープル・で、期間中、17時~20時まで田辺城 女性に対する暴力根絶のシンボ パープルリボンライ トアップには、 ープルリボン」にちなんする暴力根絶のシンボル トアップ

るなら、

どから受ける暴力のこと。

デ

D

とは、

交際中の恋人な

愛してい

今

10代

20代の若い

人たちが DV

の被害にあっています

府の

なるのが当然と考え、

当然と考え、コントロール相手が自分の思いどおりに

しようとする態度や言動のことです。

を尊重し合うことが大切です。 気持ちや考えを押し付けず、

恋人からの

連絡には

即返事をしないと

怒られる

~ステキな関係でいるために~

困ったことがあれば、信頼できる人や相談機関に相談してください。

ことばかりではありません。

自分の

お互い

お互いの違いを認め、相手の気持

暴力は振るわず、他の解決方法を

であり、

男女共同参画社会の実現を妨

ストーカー行為など女性に対する暴力

女性の人権を著

しく侵害するもの

売買春、

セクシュアル・

ハラスメント

て許されるものではありませんが、

特

からの暴力、性犯罪

暴力は、

げる要因です。

毎年11月12日~

Ź5 日は

相手のことを大切にする

ちを尊重しましょう。

暴力を認めない

探しましょう。

また、府ではその期間を「配偶者等か 「女性に対する暴力をなくす運動期間」。

市でも次のとおり啓発・支援を行

恋愛は、

自分の思いどおりになる

女性に対するあ

窓口を左のとおり設置します。

被害者に対して「ひとりで悩まず、らゆる暴力の根絶を広く呼びかけ、 まずは相談をしてください」 メッセー 通常の女性相談に加え特設の相談男性女性面接相談・特設電話相談 ジが込められています。

#### 男性女性面接相談 特設電話相談

ましょう。

#### ●男性・女性面接相談

【日時】11月13日例11時から

【場所】フレアス舞鶴

【内容】女性問題カウンセラーが相談に 応じる。1人50分

気持ちを言葉で伝えあう

せん。言葉で伝えましょう。

自分のことを大切にする

自分がイヤなことはイヤと言い

黙っていても気持ちは伝わりま

【定員】先着3人

【その他】託児あり。1人300円(要予約)

【申し込み方法】前日までに人権啓発推進室 (☎66 • 1022) △。

●女性電話相談

【日時】11月19日以·20日以10時~16時 【内容】経験と学習を重ねた女性相談員

が応じる

【専用電話】65・0056

※31分に関連記事あり



17 2019 広報まいづる 11月号